

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分担当名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の変更認定
概要	国家戦略特別区域法では、国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業を行う場合には、市長の認定を受けることができることとされています。 認定を受けた施設が申請事項を変更しようとするときは市長の認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律 第107号） 第13条第6項
審査基準	<p>変更の認定申請を行う施設が次の基準に適合していること</p> <p>1 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）、大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成28年大阪市規則第149号）及び大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱に適合していること</p> <p>2 変更の認定申請書には、変更認定申請書に下記に掲げる事項のうち変更内容が分かるよう当該変更後の書類を添付すること</p> <p>(1) 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款※ (2) 施設の構造設備を明らかにする図面（施設の各階ごとの平面図とし、事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに事業の用に供する各居室の間取り、床面積、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたもの） (3) 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法（施設の構造設備及び滞在に必要な役務の提供等の概要を含む） (4) 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し (5) 使用する水が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水に係る同法第4条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し (6) 特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る法第13条第1項の賃貸借契約以外の全ての賃貸借契約に係る契約書の写し並びに当該施設の所有者及び当該契約書に係る全ての賃貸人が当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し (7) 施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権の目的である建物の部分の場合であって、当該施設に係る区分所有法第30条第1項の規約が定められているときは、当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することが当該規約に違反していないことを証する書面 (8) 付近見取図 (9) 居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書※ (10) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※については、日本語及び役務の提供において使用する外国語によるものを添付すること</p> <p>3 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと</p>
標準処理期間	<p>14日間（現地調査を行う必要がない変更認定申請については、10日間）</p> <p>※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数</p>
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	10,500円（現地調査を行う必要がない場合は2,500円）
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000341012.html
備考	